北海道公報

発行　北　海　道
編集　総務部人事局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

告　　示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……（総務部総務課）　21
○特定調達契約に係る入札の公告……（総務部総務課）　21
○特定調達契約に係る入札の公告……（総務業務センター）　22
○特定調達契約に係る落札者等の公示……（福祉援護課）　24
○土地改良区の定款の変更の認可……（農業支援課）　24
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可……（農業支援課）　24
○知事権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　24
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　25
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　25
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……（治山課）　25
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……（治山課）　25
○森林法による通知に代える公示……（治山課）　26
○道路の供用の開始……（道路課）　26
○道路の区域の変更及び供用の開始……（道路課）　26
○水防警報河川の指定……（河川課）　26

公　　表

○水防法による浸水想定区域の指定……（河川課）　27

告　　示

北海道告示第28号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成21年１月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　資格及び調達をする物品等の種類

平成20年度において道が締結しようとする⑴に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、⑵に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第２条第２号に規定する物品等の種類は、⑶に定めるものとする。

⑴　契　　約　　平成21年１月16日に一般競争入札の公告を行う北海道本庁舎で使用する電力の需給契約

⑵　資　　格　　北海道本庁舎で使用する電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

⑶　物品等の種類　　電力

２　資　格　要　件

平成16年北海道告示第447号の１の⑴、⑶、⑸及び⑹によるほか、次による。

⑴　電気事業法（昭和39年法律第170号）第３条第１項に規定する一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の２第１項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者

⑵　１の⑴に定める契約の開始日から送電をすることが可能である者

⑶　平成19年度実績による二酸化炭素排出係数が、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第３号）に定めるデフォルト値（0.000555ｔ－CO_2/kWh）以下であること。

３　資格審査の申請の時期及び方法

⑴　申請の時期　　資格審査の申請は、平成21年１月19日から２月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時までの間にしなければならない。

⑵　申請の方法　　資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア　提出先の名称　　北海道総務部総務課

イ　提出先の所在地　　札幌市中央区北３条西６丁目

４　資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続き並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の３の⑴のア、ウ、エ、⑵、４の⑴、⑶及び５の⑵による。

北海道告示第29号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年１月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量

ア　調達をする物品等の名称　　北海道本庁舎（地下２階電気室）で使用する電力

㋐　基本料金　　契約電力１kW当たりの単価

㋑　電力量料金　　使用電力量１kWh当たりの単価

イ　数量

㋐　予定契約電力　　2,360kW

㋑　年間予定使用電力量　　6,891,000kWh

⑵　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書による。

⑶　契約期間　　平成21年４月１日から平成22年３月31日まで

⑷　納入場所　　北海道本庁舎（地下２階電気室）

２　入札に参加する者に必要な資格

平成21年北海道告示第28号に規定する資格を有すること。

３　契約条項を示す場所

北海道総務部総務課

４　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　　札幌市中央区北３条西６丁目　北海道庁本庁舎12階共用会議室（送付による場合は、郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目　北海道総務部総務課）

⑵　入札日時　　平成21年３月４日　午前10時（送付による場合は、平成21年３月３日までに必着）

⑶　開札場所　　⑴に同じ。

⑷　開札日時　　⑵に同じ。

５　入札保証金

平成16年北海道告示第448号の１の⑴による。

６　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交付場所　　北海道総務部総務課

⑵　交付方法　　⑴の場所で交付する。

なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：somu.somu10@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

７　落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第１項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低である者を落札者とする。

８　その他

平成16年北海道告示第448号の４の⑵、⑺から⑼まで及び⑾から⑬までによるほか、次による。

⑴　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等を含めた価格（単価）とすること。

⑵　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名称　　北海道総務部総務課

イ　所在地　　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目

電話番号 011－231－4111　内線 22－130

９　Summary

A．Nature and quantity of the products to be procured :

a．Nature : Electricity to be used in Hokkaido Government building (Electrical Room)

⑻　A basic charge per kW

⑼　A unit price per kWh

b．Quantity :

⑻　The estimated electricity contract : 2,360kW

⑼　The estimated electricity for the year : 6,891,000kWh

B．Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., March 4, 2009

(If mailed by post,bids must arrive no later than March 3, 2009)

C．Contact : Administration, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, Kita 3-jo Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan

Phone : 011-231-4111 Extension 22-130

北海道告示第30号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年１月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量（１台分に係る１月当たりの単価）

パーソナルコンピュータの賃貸借　一式　　11台

⑵　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書による。

⑶　契　約　期　間　　平成21年４月１日から平成25年９月30日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

⑷　納　入　場　所　　入札説明書による。

⑸　電子入札に関する事項　　この入札は、原則として、入札書その他の書類の提出を電子入札システムを利用して行うこと。ただし、電子入札システムにより難い場合は、事前の申込みにより、紙の手続による参加を認める。

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3　契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

4　入札執行の日時等

⑴　入札開始日時　　平成21年２月23日（月）午前９時

⑵　入札書提出締切日時　　平成21年２月25日（水）午後３時

ただし、紙により提出する場合で持参によるときは、次の開札場所に開札予定日時に提出すること。送付によるときは、郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西７丁目　北海道総務部行政改革局総務業務センターに平成21年２月24日（火）まで必着とする。

⑶　開　札　場　所　　北海道総務部行政改革局総務業務センター

⑷　開札予定日時　　平成21年２月26日（木）午後３時

5　入　札　保　証　金

平成16年北海道告示第448号の１の⑴による。

6　一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

⑴　名称及び数量　　パーソナルコンピュータの売買　50台

⑵　予　定　時　期　　平成21年３月ころ

7　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交　付　場　所　　電子入札システム上及び北海道総務部行政改革局総務業務センター

⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総務部行政改革局総務業務センターのホームページ（http : //www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sgc/bpk/contents/bdt.htm）においてダウンロードすることができる。

8　落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１台分に係る１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低価格（１台分に係る１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　入札参加申請書の提出

⑴　提　出　の　時　期　　電子による場合は、平成21年１月16日から２月16日までのうち、開庁日及び土曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前８時から午後11時まで。ただし、同年１月16日は午前９時から、２月16日は午後５時まで。

紙による持参の場合は、平成21年１月16日から２月16日までのうち、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除き、毎日の午前９時から午後５時まで。ただし、同年２月16日は午後３時まで。

紙による送付の場合は、郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西７丁目　北海道総務部行政改革局総務業務センターに平成21年２月13日まで必着とする。

⑵　提　出　場　所　　電子入札システム上及び北海道総務部行政改革局総務業務センター

10　そ　　の　　他

平成16年北海道告示第448号の４の⑵、⑺から⑼まで及び⑾から⑬までによるほか、次による。

⑴　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１台分に係る１月当たりの契約金額に105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

⑵　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道総務部行政改革局総務業務センター

イ　所　在　地　　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西７丁目
電話番号 011－204－5076

11　Summary

A．Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 11　1 set

B．Bid tendering date and time : 3 : 00 P. M., February 25, 2009
(Mailed bids must arrive no later than February 24, 2009)

C．Contact :
General Service Administration Center, Bureau of Administrative and Financial Reform, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Nishi 7-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5076

北海道告示第31号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成21年１月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　随意契約に係る特定役務の名称及び数量
生活保護電算処理システム導入等業務　一式

２　随意契約の相手方を決定した日
平成20年12月25日

３　随意契約の相手方の氏名及び住所

⑴　氏　名　　カシオ情報機器株式会社

⑵　住　所　　東京都中央区日本橋本石町３－３－５

４　随意契約に係る契約金額
69,791,925円

５　契約の相手方を決定した手続
随意契約

６　随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第10条第１項第２号の規定による。

７　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

⑴　名　称　　北海道保健福祉部福祉局福祉援護課

⑵　所在地　　札幌市中央区北３条西６丁目

北海道告示第32号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、平成21年１月７日、神竜土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年１月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第33号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の２第３項の規定により、神竜土地改良区が管理する神竜頭首工に係る管理規程の変更を認可した。

平成21年１月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

認可した管理規程の概要

神竜頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第34号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成21年１月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　保安林予定森林の所在場所　　茅部郡鹿部町字鹿部318の３地先・字大岩203の５地先・213地先・113の１・213・214（以上３筆地先３筆について次の図に示す部分に限る。）、112

２　指　定　の　目　的　　土砂の流出の防備

３　指　定　施　業　要　件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字鹿部318の３地先、字大岩203の５地先、213地先、112、213、214

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び鹿部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第35号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年１月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

1⑴　保安林予定森林の所在場所　　爾志郡乙部町字滝瀬88地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、238・239（以上２筆国有林）

⑵　指　定　の　目　的　　風害の防備

⑶　指　定　施　業　要　件

ア　立　木　の　伐　採　の　方　法

㋐　主伐は、択伐による。

㋑　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㋒　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立　木　の　伐　採　の　限　度　　次のとおりとする。

2⑴　保安林予定森林の所在場所　　沙流郡日高町山手町三丁目469の１・472の１・473の１・字日高477の７（以上４筆について次の図に示す部分に限る。）

⑵　指　定　の　目　的　　土砂の流出の防備

⑶　指　定　施　業　要　件

ア　立　木　の　伐　採　の　方　法

㋐　主伐は、択伐による。

㋑　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㋒　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立　木　の　伐　採　の　限　度　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第36号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年１月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　解除予定保安林の所在場所　　積丹郡積丹町大字余別町126の甲地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　　土砂の崩壊の防備

3　解　除　の　理　由　　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第37号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成21年１月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　名寄市（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　　公衆の保健

3　変更後の指定施業要件

⑴　立　木　の　伐　採　の　方　法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立　木　の　伐　採　の　限　度　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課及び名寄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第38号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成21年１月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　沙流郡平取町（次の図に示す部分に限る。）
２　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
３　変更後の指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
平取町（次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第39号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を幕別町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成20年北海道告示第781号のとおりである。

平成21年１月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

所在が不分明な者
中川郡幕別町字軍岡475所在の森林について所有権を有する　高　木　博　恭

北海道告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成21年１月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　奥尻島線	奥尻郡奥尻町字米岡232番１地先から奥尻郡奥尻町字米岡230番１地先まで	平成21．1.16
	奥尻郡奥尻町字湯浜99番１地先（海浜地）から奥尻郡奥尻町字湯浜国有林檜山森林管理署2425林班い小班地先（海浜地）まで	同

北海道告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成21年１月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　道路の種類　道道
２　道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
湯里生田原停車場線 北海道網走土木現業所	紋別郡遠軽町湯の里国有林網走西部森林管理署10林班れ小班地先から紋別郡遠軽町湯の里国有林網走西部森林管理署10林班れ小班地先まで	前	10.26mから10.35mまで	2.00m	——
		後	10.26mから16.59mまで	2.00m	——
湯里生田原停車場線 北海道網走土木現業所	紋別郡遠軽町生田原岩戸国有林網走西部森林管理署314林班い小班地先から紋別郡遠軽町生田原岩戸国有林網走西部森林管理署314林班い小班地先まで	前	10.18mから10.63mまで	200.00m	——
		後	10.18mから20.72mまで	200.00m	——
湯里生田原停車場線 北海道網走土木現業所	紋別郡遠軽町生田原岩戸国有林網走西部森林管理署315林班い小班地先から紋別郡遠軽町生田原岩戸国有林網走西部森林管理署315林班い小班地先まで	前	8.00mから14.00mまで	110.00m	——
		後	8.00mから18.86mまで	110.00m	——

北海道告示第42号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第１項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

平成21年１月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

水系名	河川名	水防警報区間 左岸	水防警報区間 右岸
石狩川	支川幌向川	岩見沢市栗沢町由良41番１地先志文川合流点から岩見沢市栗沢町北斗153番	岩見沢市志文町543番３地先志文川合流点から岩見沢市双葉町119番２地先

		１地先北海道管理区間下流端まで	北海道管理区間下流端まで
	支川 利根別川	岩見沢市東町766番３地先市道５番組線との交点部から岩見沢市双葉町119番２地先幌向川への合流点	岩見沢市東町773番１地先市道５番組線との交点部から岩見沢市中幌向町384番２地先幌向川への合流点まで
古丹別川	幹川 古丹別川	苫前郡苫前町字東川留萌南部森林管理所2094林班から苫前郡苫前町字東川25番８地先の正和橋上流端まで	苫前郡苫前町字東川411番地先の東川７号線から苫前郡苫前町字東川16番１地先の正和橋上流端まで
	支川 三毛別川	苫前郡苫前町字九重903番地先から苫前郡苫前町字古丹別126番１地先の古丹別川合流点まで	苫前郡苫前町字古丹別469番７地先から苫前郡苫前町字古丹別786番地先の古丹別川合流点まで

公　　表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第１項の規定により、二級河川古丹別川水系古丹別川及び三毛別川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第３項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道留萌土木現業所事業部治水課及び羽幌出張所に備え置いて閲覧に供する。

平成21年１月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

毎週火・金曜日発行　（購読料金（送料とも）は月額3,090円）
発　行　北　海　道
編　集　総務部人事局法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社